

岩手県市町村総合事務組合規則第4号（令和7年4月23日公布）

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4（第9条の5関係）			別表第4（第9条の5関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(1) (略)	(略)	常時介護を要する状態	(1) (略)	(略)
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。）	月額81,290円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。）	月額85,490円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(1) (略)	(略)	随時介護を要する状態	(1) (略)	(略)
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が40,600円以下であるときに限る。）	月額40,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。）	月額42,700円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。